

○東温市地域おこし協力隊導入事業補助金交付要綱

(平成 28 年 2 月 15 日告示第 51 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号）に基づき地域おこし協力隊を募集する場合において、優秀な人材を確保するため、東温市地域おこし協力隊への応募者（以下「応募者」という。）、東温市地域おこし協力隊の採用が内定した者（以下「内定者」という。）又は東温市地域おこし協力隊員となった者（以下「協力隊員」という。）が応募等に要する費用に対して補助金を交付することについて、東温市補助金等交付規則（平成 22 年規則第 23 号）及び東温市各種補助金等交付・適用基準（平成 22 年告示第 94 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の範囲及び基準)

第 2 条 応募等に伴う補助金の補助対象経費、補助金の額は次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
応募者が、本市で開催する二次選考会に参加するための往路分の交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とし、東温市職員の旅費に関する条例（平成 16 年 9 月 21 日条例第 47 号）に準じて算定した額とする。）	補助対象経費の額 （ただし、1 人につき 3 万円を限度とする。）
内定者が、その内定に伴い移転前の住居から活動地域内の住居又は活動地域外の仮住居に引っ越しをする場合に要する費用	補助対象経費の額 （ただし、1 人につき 10 万円を限度とする。）
協力隊員が、活動地域外の仮住居から活動地域内の住居に引っ越しをする場合に要する費用	補助対象経費の額 （ただし、1 人につき 5 万円を限度とする。）

2 前項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(事前確認)

第3条 応募者が二次選考会に参加する場合は、次条の規定による申請を行う前に、往路分の交通経路等について、市長の確認を受けなければならない。

(交付の申請)

第4条 応募者、内定者又は協力隊員が補助金の交付を受けようとする場合は、地域おこし協力隊導入事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に申請するものとする。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書を受理した場合は、速やかに審査を行い、適当と認める場合は、当該申請者に対し補助金交付決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(補助金の請求)

第6条 応募者、内定者又は協力隊員は、前条の規定により補助金交付決定を受けた場合は、地域おこし協力隊導入事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付請求書の提出を受けた場合は、速やかに審査を行い、予算の範囲内において、当該申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すとともに、既に交付している補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(1) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この告示により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、不正の行為があったとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 2 月 15 日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

補助金交付請求書

[別紙参照]